

河長監第40-4号

令和8年3月30日

河内長野市長 西野 修平 様

河内長野市監査委員

村治 規行

桂 聖

(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査
を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を
次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

会計課

第2 監査対象期間

令和6年度及び令和7年度

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 令和7年9月30日(火)から10月24日(金)
まで

(2) 委員監査 令和7年12月25日(木)

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

<会計課>

1 河内長野市会計事務規則について

河内長野市会計事務規則（以下「規則」という。）について、次の点が見受けられました。

- (1) 規則と異なる事務処理が多数見受けられました。
- (2) 令和7年4月1日に機構改革が行われましたが、引用されている条文が不適切なものや機構改革に伴い規則に基づく手続を行うべき引継ぎが行われていないものがありました。
- (3) 出納員、分任出納員及び現金取扱者を出納員等として規則

21条で定義していましたが、実際の出納員が行うべき事務、分任出納員が行う事務及び現金取扱者が行う事務と不明確になっていました。

会計事務規則は、市の会計事務の根幹となる規則です。会計課は、規則に規定されている内容と実際の業務との整合を図る必要があります。

2 備品について

会計課の備品の管理について、次の点が見受けられました。

- (1) 重要物品について、河内長野市物品管理規則第10条に基づき契約検査課の協議が行われていないものがありました。
- (2) 物品現在高調書（令和6年度）の記載方法が通知どおりになっていない場合等や記載が不適切なものが多数ありました。
- (3) 備品登録が行われていないものが多数ありました。

会計課は、適切な備品管理を行う必要があります。